

### 1. 国内調査の中間報告

#### < 自治体ヒアリングについて >

- 発災当時の現場での意見・取組は公式の記録に残っていないものも多く、そういった点をヒアリングにて調査するべきである。自治体が対応できない部分を補完しているNPOなどの民間団体の活動を再評価する一方で、自治体が担うべき役割を明確にし、ガイドラインを作成するべきである。災害時の子ども支援に関しては、現場のコーディネーターや外部支援者の活用が重要であり、外部支援者との連携を前提として、自治体として果たすべき責務をガイドラインに盛り込むべきである。「長野市緊急時の子ども支援ガイドライン」が好例であり、参照していただきたい。（多橋委員）
- 子どもに関わる関係者間で、災害後の子どもへの接し方について認識を共有することが必要である。特に子ども支援の経験が平時からある人であっても、平時と災害時の接し方の違いなどを含め短時間でも認識を共有することが重要である。またスタッフ・子ども・保護者の3者への周知啓発が必要である。特に子どもは何かあった時に相談しても良いという仕組みを知っていないと声をあげづらいため、その場におけるセーフガーディングの取り組みに関して口頭で伝えたり、周知用ポスターを掲示するなど、連絡しやすい体制づくりが必要である。（山田委員）
- 子ども支援経験が無い方は、踏み込んで子どもに話を聴いてしまうこともある一方で、子どもが相談しやすいと感じることもある。また経験の有無にかかわらず、子どもを1人の人間として大切に接することが信頼につながると認識している。セーフガーディングの考え方を文書化し共有することで、災害時に子どもに関わるスタッフや保護者の行動指針となる。（小野寺委員）
- 本来県の仕事であるが、市町村に業務が移管されており、市町村が現場の災害対応、特に被災者支援をせざるを得ない状況。一部の政令市を除いて、災害救助法の適用は知事の権限で、適用後に避難所運営などを開始するが、避難所運営は現状では市町村に丸投げされている。厳しい表現をすると、市町村の視点では、都道府県は災害時に応援は行わないうえに、邪魔をしかねない存在になっている。都道府県には、地域防災計画について、例えば委員に子どもの意見を代弁ができる人がいるか、仮設住宅を学校の校庭に建設予定ではないかなどをはじめ、子どもの意見が反映できていない状態になっていないかを確認していただきたい。また、諸計画の改善は、国のみではすべての対応が不可能であるため、現行法内でも可能な範囲内で県が一部担う必要がある。他方、発災直後に都道府県が直接対応を行うことは難しい。能登では、子ども家庭庁が直接協力し、NPOが現地にて活動したが、市町村とうまく連携できない事例も散見されたため、事前に市町村へ向かうチームを組成しておく必要があった。本来は市町村に子どもに対応する専門部門があればよいが、被災者全般の人権配慮すら進んでいない現状であるため、現実には災害時は子どもへの配慮が必要と知っている機関や民間組織が対応しながら、平時からの社会的弱者に対するように特出した対応が必要である。（菅野委員）
- 仙台市職員としての実体験として、県から情報は来ないが横やりが入ることは多かった。現場から遠い県に災害時に対応いただくことは難しい。他方、平時から自治体や地域に対して繰り返し啓発し、職員の意識を醸成することが県の重要な役割であると思う。多分野へのチェックや技術的指導などが、県にしかできない重要な役割である。仙台市は政令市でもあり、規模も大きな市であったが、東日本大震災の際には権限がなくもどかしい思いをした。法整備なども必要になるが、県職員の役割を再整理していただきたい。（武山委員）

# 第2回有識者会議における主な意見

## 2. 主要な論点の協議 (1/2)

< 非常時における意見反映等の意義・重要性 >

- 第1回の振り返りの際に、安部座長から子ども支援のチームをつくる必要があるという意見があった。現状は児童館職員などの子どもに関わる人が分断されており、災害時に突然支援をすることは難しい。教育委員会や児童館職員等子どもの支援にかかわる人が集まり勉強する必要があると思う。特に普段から子どもに関する仕事をしていても、災害時の子どもへの対応について勉強が必要である旨をガイドラインで記述いただきたい。(小野寺委員)
- 子ども支援のネットワークについて、石川県金沢市において子育て支援課が事務局となり子ども応援ネットワークを結成している。子ども食堂やひとり親世帯の支援団体等を中心に様々な団体が集まり、年3回程会議を開催している。本ネットワークは能登半島地震時には機能しなかったが、ネットワーク内でつながりのあった団体で個別に連携し、支援を行った事例がある。ネットワークに参加している団体が、平時から顔の見える関係を作っておくことで、災害時に連携することが可能となる。また学童に関して、金沢大学の鈴木瞬先生を中心に、学童の県の連絡協議会と子ども食堂で現地に支援に赴いた。現地の支援ではコーディネーターの存在が重要である。(多橋委員)
- 説明責任向上の観点に関して、子どもたちに必要なことをきちんと伝えたいと、フィードバックの機会を持ち、説明責任を高めることが重要である。他方、子どもたちに情報を伝える際には、例えば実際に学校が使えないという結果だけではなく、なぜ使えないのか、なぜ仮設住宅がグラウンドに建設されるか等、プロセスを丁寧に伝える必要がある。また、支援の有効・実効性向上の観点について、子ども視点の改善要望を即時集約する理由は、子ども特有のニーズを当事者である子どもに直接聴くことで、現場対応の精度が向上するからである。(山田委員)

< 非常時における意見反映の方法 >

- 自治体のヒアリング結果においても、発災前に未決定であったため、直後に対応できていないケースが散見される。災害対策基本法をはじめ、地方での防災会議を設置したうえで、施策を決めていくというスタイルは、60年以上変わっていない枠組みである。小学校の校庭に仮設住宅を建築することは、防災会議を通して規定している計画において、学校を避難所として利用した先のプロセスとして現実に運用されてしまうことがある。しかし、長期間、学校が避難所や仮設住宅として利用されている状態は、子どもの権利を侵害している状況を追認してしまうことに繋がる。スライド上の「現行ガイドラインでカバー」という記述は、まさに子どもの権利の侵害の追認に繋がっていると言える。(菅野委員)
- 「現行ガイドラインでカバー」とスライド上に記載のある発災前に関して、アンケート結果では、平時の意見表明経験や機会がある子ども・若者は、災害後も「意見表明あり」と回答した割合が高いという結果がある。この調査結果からも、発災前に意見表明の機会を提供することが非常に重要であることがわかる。一方、実際に発災前に意見表明の場を提供している自治体は少ない。特に、防災や災害に関しては、成人男性や健康者を中心に考えられてきた歴史があるため、子どもの視点から考えることが重要である旨をガイドラインに組み込む必要がある。よって、発災前の対応は「現行ガイドラインでカバー」するのではなく、現行ガイドラインで防災や災害が想定されていないことを指摘したうえで、平時からどのような対応策をするべきかを提言する。(安部座長)

# 第2回有識者会議における主な意見

## 2. 主要な論点の協議 (2/2)

- 平時から子どもという視点を忘れず意見表明できる環境をつくる、という視点を持つ職員は少ない。平時から子どもの意見聴取という観点をもつための仕組みを作る必要がある。例えば悉皆研修内で、毎年動画の視聴を通して職員に意識してもらい、などの手法が考えられる。また「現行ガイドラインでカバー」ができないことにも同意する。ガイドラインに平時の活動が非常に重要であることを追加したうえで、災害時に自治体職員や現場にいる大人がすぐに使用できるチェックリストを用意することなどにより取り組みやすくなると思う。（武山委員）
- チェックリストの作成や悉皆研修の活用は非常に重要である。子ども家庭庁が企画する子どもの意見表明や意見反映を促進するためのファシリテーターの養成講座の対象の職員は、子どもに関する政策を所管されている職員が多いと理解しているが、防災に関する職員の方が参加されることが少ないという点では、悉皆研修で周知をすることは重要である。（安部座長）

## 3. 成果物の構成案

- 現行のガイドライン内に、防災や災害の内容を組み込んでいただきたい。例えば第1章「子ども基本法上の「子ども施策」とは？」に災害についての記述を追加することや、第3章の「声を聴かれにくい子ども・若者の意見反映」において社会的養護の子どもや貧困下の子どもが想定されているが、災害時にすべての子どもの声が聴かれにくくなることを盛り込んでいただきたい。（安部座長）
- タイトルを「非常時における意見反映」ではなく、「非常時に向けた意見反映」としていただきたい。また平時の項目も追加いただいたうえで、非常時の対応について記述いただきたい。（菅野委員）
- 災害時は既存のルールが機能しないこともある。例えば教室に住民が避難しており、学校での教育活動が再開できない事例もあった。既存のルールやガイドラインが守られないという前提のもと、教師や自治体職員との調整や役割分担についても明記いただきたい。（多橋委員）

# 第2回有識者会議における主な意見

## 4. 総括

- 子ども・若者からの意見聴取をするうえでは、平時からのつながりが大切である。一方で、災害時は大人の意見も届きにくいという現状がある。今回のガイドライン作成が、子どものみならず要配慮者などの声が届くようになる第一歩になれば良い。（多橋委員）
- 役所は国や県などの指示があれば動きやすいため、子ども家庭庁から自治体に発信いただくことが重要である。必要な情報を職員に届くようにしていただきたい。工夫は必要だが、残り2回の有識者会議を踏まえて、より良いガイドラインを作成したい。（武山委員）
- 子どもたちにとって、平時はもちろんのこと、災害時は特に何を誰に伝えれば良いのかわからない。また、菅野委員の発言の通り、ヒアリングに対し、自治体の対応が及び腰になっている。本ガイドラインが自治体にとって更にプレッシャーを与える結果にならないよう、平時からの意見聴取の取組や定着を含めて、実現可能性を考えていきたい。（山田委員）
- 平時に実行できないことは災害時も実行できないということを認識すべきである。立場が弱い被災者から優先して声を聴き、支援に入ることができるように、平時にも重点を置いていただきたい。（菅野委員）
- 平時できないことは非常時にもできないため、自分の子どもたちの関わりを振り返るとともに、市職員や子どもに関わる大人が子どもの意見を聴くことについて、どう考えているかを今後確認したい。また、成果物の構成案のFAQに「子ども・若者から有意義な意見を引き出すためにはどうすればよいか」という質問があり、有意義か否かを論点としている点から現場と自治体の間の意識の差を感じた。（小野寺委員）
- 災害時は子どもの声が奪われやすい。子どもの声が奪われているということは、子どもの権利が侵害されている状態である。本検討会では子どもたちからの意見聴取方法を模索しているが、初めての試みで課題も多い。発生した課題も含め、引き続き検討していきたい。（安部座長）